平成２４年（フ）第４１号
島根県雲南市掛合町掛合885番地１
破産者　有限会社魚正
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６９号
岡山県赤磐市是里3743番地
破産者　久延志保子
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
香川県坂出市久米町１丁目５番43号
破産者　株式会社佐久間
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１０号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2261番地２　大久保アパート206
破産者　戸高　好雄
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８９３号
広島市安芸区矢野東４丁目34番２号
破産者　髙山　敏哉
１　決定年月日　平成26年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０号
群馬県館林市青柳町1581番地　701
破産者　野口　美幸（旧姓田畑・河内）
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３４号
千葉県匝瑳市春海6970番地　塙コーポ２号
破産者　鎌形　京子
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
千葉県東金市下谷215番地６
破産者　小泉　喜男
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
千葉県東金市下谷215番地６
破産者　小泉　素美
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３３７号
大分県由布市湯布院町川上2501番地２
破産者　佐藤　高弘
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１９７号
三重県四日市市大矢知町1232番地
破産者　有限会社大宝製網
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
岡山県高梁市下町34番地
破産者　戸嶋　達行
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２０号
岡山県高梁市下町34番地
破産者　戸嶋都賀恵
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２号
山梨県甲府市伊勢１丁目４番11号
破産者　株式会社中田商会
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
香川県坂出市本町３丁目４番８号
破産者　有限会社明治城本舗
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２５３９号
大阪市大正区小林東１丁目２番22号
破産者　山貴運輸倉庫株式会社
１　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
２　一般調査期日　平成26年３月６日午後３時
平成26年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２７号
埼玉県桶川市大字加納61番地の２　プロムナードヨシホＢ－７号、破産手続開始決定時の住所埼玉県鴻巣市人形１丁目８番24号
破産者　小谷野榮二
１　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
２　一般調査期日　平成26年２月17日午前10時
平成26年１月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
岐阜県可児市広眺ケ丘９丁目25番地
破産者　濵畠　正明
１　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
２　一般調査期日　平成26年３月11日午前10時
平成26年１月10日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６３６８号
大阪市中央区上汐２丁目２番６号
破産者　株式会社三恵
１　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
２　一般調査期日　平成26年６月13日午後２時
平成26年１月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８１号
奈良県生駒市さつき台１丁目680番地の１、住民票上の住所大阪市中央区上汐２丁目２番６号
破産者　大野　定俊
１　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
２　一般調査期日　平成26年６月13日午後２時15分
平成26年１月10日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第９３号
宮崎県延岡市伊形町2008番地９
破産者　株式会社伸栄建工
１　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
２　一般調査期間　平成26年２月26日から平成26年３月５日まで
平成26年１月10日　宮崎地方裁判所延岡支部